令和3年度第3回庁議提案 審議・報告・その他

提出目:令和3年5月18日

担当部·課:復興政策部復興政策課[内線4218]

産業部商工課 [内線3523]

産業部農業基盤整備室〔内線3559〕

① 件 名

復興推進計画(法第37条~第40条「税制の特例」関係)の変更認定及び新規認定について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、産業や農地の集積を盛り込んだ復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることで、税制の特例を受けることが可能になり、早期の復興や雇用の創出が図られる。

【目的】

令和3年4月1日改正の東日本大震災復興特別区域法に基づき、令和3年度以降も引き続き税制の特例を活用するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)

【総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成24年 2月 計画の認定(宮城第1号:民間投資促進特区ものづくり産業版)

3月 計画の認定(宮城第4号: 石巻まちなか再生特区)

6月 計画の認定(宮城第7号:民間投資促進特区 I T産業版)

7月 計画の認定(宮城第8号:愛ランド特区)

9月 計画の認定(宮城第10号:民間投資促進特区農業版)

※この間に宮城第1号:5回、宮城第4号:1回、宮城第7号:1回、

宮城第8号:1回、宮城第10号:1回 変更認定

令和 3年 3月 変更申請(宮城第1号、第7号、第10号)

4月 認定申請(宮城第88号:民間投資促進特区ものづくり産業版、

宮城第90号:民間投資促進特区 I T產業版、

宮城第91号:民間投資促進特区農業版)

4月 変更申請(宮城第4号: 石巻まちなか再生特区、

宮城第8号:愛ランド特区)

4月 計画の認定(宮城第88号、第90号、第91号)、

変更認定(宮城第1号、第4号、第7号、第8号、第10条)

復興庁にて公表

⑤ 主な内容

(1) 県・市の共同作成の復興推進計画(宮城第1号、第7号、第10号)

改正された東日本大震災復興特別区域法により税制特例の対象となる範囲が沿岸部に重点化され(石巻市は引き続き全域を対象とすることが可能)、計画に定める範囲の名称が「復興産業集積区域」から、「特定復興産業集積区域」に変更されるため、各計画における税制特例の適用期間を令和3年3月31日までに変更し、同様の特例内容で、区域の名称を変更した計画(宮城第88号、第90号、第91号)を新規で申請し、認定された。

(2) 石巻市単独作成の復興推進計画(宮城第4号、第8号)

上記の計画に定める範囲の名称変更等に伴い、計画内の文言を修正して変更申請し、認定された。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】 各復興推進計画における登録業者が、令和3年4月1日以降も引き続き税制の特例の活用が可能となる。

【市財政への負担】 市の財政負担は生じない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県内において、今回復興推進計画の変更及び新規認定を受けている自治体

申請主体		認定日
共同申請	・宮城第1号(変更認定)宮城県、仙台市、石巻市、ほか32市町村	- R3. 4. 1
	・宮城第7号(変更認定)宮城県、仙台市、石巻市、ほか15市町村	
	・宮城第10号(変更認定)宮城県、石巻市、ほか10市町	
	・宮城第88号(新規認定)宮城県、仙台市、石巻市、ほか13市町	
	・宮城第90号(新規認定)宮城県、石巻市、ほか5市町	
	・宮城第91号(新規認定)宮城県、石巻市、ほか8市町	
単独申請	・変更認定 (R3.3.31 終了) 仙台市 (宮城第2号、第22号)、塩竈市 (宮	
	城第3号)、岩沼市(宮城第18号)	
	・変更認定(R3.4.1以降継続)多賀城市(宮城第12号)、東松島市(宮	
	城第13号)、気仙沼市(宮城第25号)、山元町(宮城第29号)、南三	
	陸町(宮城第45号)、女川町(宮城第50号)、名取市(宮城第77号)	
	・新規認定 仙台市(宮城第89号)	

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年5月 記者クラブ投げ込み、市ホームページ更新

9 その他